

危機対策本部会議

日 時：令和2年4月10日（金）11：15～12：20

場 所：3号館3階会議室

内 容：

■緊急事態宣言に伴う対応

- ・就職活動中の学生へ、活動にあたっての注意事項をホームページへ掲載及び教員へ周知
- ・企業へ採用活動等について、ホームページへ掲載及び教員へ周知
- ・対象都道府県から本学訪問について、訪問を控えてもらう
- ・本学から対象都道府県へ出向くことも控える
- ・Web会議などを活用し対応する
- ・対象都道府県からの非常勤講師については、休講措置等をとる
- ・対象都道府県からの客員教授、特命教授の来学は控えてもらう
- ・会議等の出席については、職員は事務局長、教員は学長、校長へ相談する
- ・どのようなケースが許可、不許可かを明確にする

■学内対策について

- ・食堂は対面にならないように席を配置し、しばらくの間、事務局で指導する
- ・コース事務室の窓口対応は、事務室内へ入室させず、入口で声掛け事務員が出て来ての形式（保健センター、8号館事務で実施）に全てそろえる
- ・入室者へ記帳（保健センター、図書館）させているが、各部署への訪問者については、各部署で記録をしておく
- ・保健センターにおける発熱者の病院等への移動については、保健センターから管財課へ連絡し、公用車を使用して搬送する
- ・連休中の対応を決める
- ・教務のプランを決め、周知する

■感染者発生時の対応について

- ・「感染者発生時の対応手順」が示され、内容確認し修正を行い、教職員へ周知する
- ・万が一、発症者が出た場合は、市、県、保健所からの指導の下の対応となる

■遠隔授業について

- ・教務部長と情報科学センター長で検討中
- ・検討結果ができ次第、内容確認し、教職員へ周知する